

盛岡市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成29年1月10日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
同 菊 池 秀 一
同 佐 藤 敬 三
同 八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成28年10月12日付け28盛監第45号 |
| 2 対象部署及び事項 | 環境部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

様式第 18 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

28 盛 収 第 8 号

平成 28 年 12 月 9 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春

盛岡市監査委員 菊 池 秀 一

盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三

盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 10 月 12 日付け 28 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 環境部収集センター）

指摘事項 1

廃棄物処理手数料の収納に当たり、出納員の決裁を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

指摘事項 2

業務委託契約に当たり、無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

指摘事項 1

廃棄物手数料の収納に当たり、出納員の決裁を必ず行うこととし、事務職員に周知徹底した。

指摘事項 2

業務委託契約に当たり、契約事務が適正に行われるよう、事務職員全員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

指摘事項 1

職場内で盛岡市財務規則及び盛岡市現金等取扱事務要領の内容がよく確認

されず、旧来のままの事務処理方法が続けられていたことが原因である。

再発防止策として、事務職員全員で盛岡市財務規則及び盛岡市現金等取扱事務要領の内容を改めて確認した。

今後は、収納日毎の引き継ぎ、出納員による決裁の徹底と、事務職員相互による確認をチェックリストにより行うこととした。

指摘事項 2

原因は、見積件名へ年度が追記されていても契約上問題は無いとした事務担当者の誤認と決裁権者及び決裁経由者の確認不足によるものである。

再発防止策として、事務職員全員で契約事務の内容を改めて確認した。

今後はチェックリストを作成し、事務職員相互による確認をより徹底することにより、適正な事務執行を行うこととした。

様式第 18 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

28 盛環第 90 号
平成 28 年 12 月 12 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 10 月 12 日付け 28 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 環境部環境企画課）

- (1) 使用料の徴収に当たり、算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 全額前金払いした補助金の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）について

使用料の算定に当たり、盛岡市飲料水供給施設条例の規定に基づき、使用料の算定について適正な事務を執行するよう、課員に対し周知徹底した。

なお、誤って過分に徴収した使用料については、12 月中を目途に返納処理を行う。

イ 指摘事項（2）について

補助金の履行確認に当たり、盛岡市財務規則に基づき、検査調書の作成について適正な事務を執行するよう、課員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（1）について

原因は、担当者及び決裁権者、決裁経由者の使用料算定に適用する条項の確認不足によるものである。

今後は、算定時に条例の確認を徹底し、決裁時に十分な確認を行い再発防止に努める。また、年度内を目途に取扱要領の作成を行う。

イ 指摘事項（2）について

原因は、全額前払いをしたことで精算が発生しないと誤認したため、担当者が検査調書の作成を失念したことによるものである。

課内研修を実施し、盛岡市財務規則の内容を改めて確認するとともに、今後は補助金交付事務全体について整理表を作成、共有することで、複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで再発を防止する。

様式第 18 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

28 盛廃 第 564 号
平成 28 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 10 月 12 日付け 28 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（環境部 廃棄物対策課）

法律の規定に基づく届出の受理に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

法律の規定に基づく届出の受理に当たり、決裁権者の決裁について適正に行われるよう、課内研修会を開催し、課員全員に徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因是、担当者が文書を起案する際に、専決区分の基準を誤解して適用したことによるものである。また、決裁時に、他の職員も専決区分の適用が誤っていることに気付かなかったものである。

課内研修を開催し、専決事項について定められた規程を改めて確認した。

今後は、起案の際の専決事項確認の徹底と、決裁時のチェックを入念に行い再発を防止する。